

報道発表資料の配信日時 2月16日(金) 14時00分

発表項目 (行事名)	令和5年度 第4回 合同狩猟パトロール及び 乗入れ規制区域スノーモビルパトロールについて		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>狩猟に伴う事故及び法令違反防止のため、次のとおり合同狩猟パトロール及び暑寒別天売焼尻国定公園のスノーモビル等の乗入れ規制区域のパトロールを実施しますので、お知らせします。</p> <p>1 共催機関 留萌南部森林管理署、留萌振興局 一般社団法人 北海道猟友会留萌支部</p> <p>2 実施日時 令和6年2月25日(日) 10:00~16:00</p> <p>3 行程(予定) ※報道機関の同行可能 10:00 増毛町・北竜町境界の御料峠集合 各機関挨拶 狩猟・スノーモビル等の乗入れ規制区域付近パトロール 両方のチラシ配布 10:45 増毛町舎熊付近通過 11:30 小平町総合交流ターミナル施設 ゆったりかん 狩猟用チラシ配布 13:30 小平町鬼鹿付近パトロール 15:00 小平町小平ダム公園 狩猟用チラシ配布 16:00 留萌振興局到着 解散</p>		
参考	別添チラシ・下記HP 参照 <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/hureai/noriirekisei/top.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/hureai/noriirekisei/top.html</a>		

報道(取材)に当たってのお願い	近年、管内においてエゾシカの残滓放置が発生していることから、適正な狩猟のため、基本的なルールを守ること、また、暑寒別天売焼尻国定公園乗入れ規制区域では、スノーモビル等が利用できないことなどのパトロールをしますので、積極的な報道をお願いします。		
他のクラブとの関係	同時配信		
	同時レク		

担当 (連絡先)	留萌振興局 保健環境部 環境生活課 (課長 溝口 敬広)  TEL ダイヤルイン 0164-42-8429 内2950		
-------------	---	--	--

**必読!**

## 狩猟に出る前の心得

～銃猟により他者を死亡させる事故が発生しています～

### 狩猟は安全から

- 矢先の確認、脱包の励行はもとより、特に捕獲の動作に入る際には、現場の状況に応じた多くの確認事項があり、それを一つひとつ確実に行うことが、安全のためには欠かせません。
- 山林では、森林作業者のほか、レジャーや調査等で見えない所にも多くの人々が活動しているので、常に人がいると意識してください。
- 国有林や道有林などの森林に入林する際は、必ず入林手続きを行い、入林禁止措置の場所を把握して狩猟を行ってください。

### 山林での注意事項

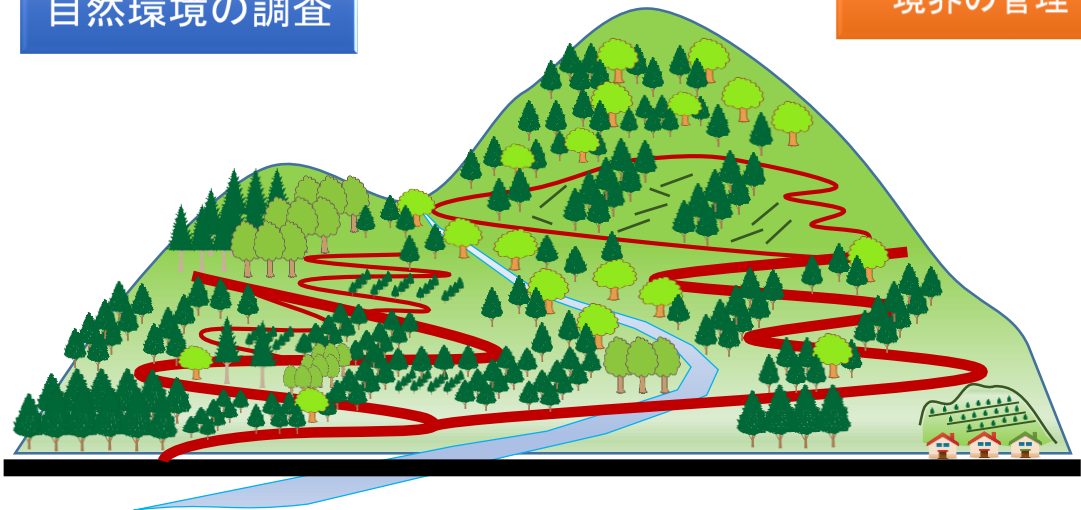
- 民有林や山林以外の場所においても作業が行われていますので、必ず土地所有者に確認の上、出猟してください。

森林の状況調査

山地災害の調査

自然環境の調査

境界の管理



## 森林作業者からの不安の声

- 入林禁止措置の区域で森林作業者はしばしば銃声を聞いています。
- 「森林作業中」や「発砲禁止」の看板やのぼりを設置している区域に入林して狩猟を行っているハンターを見かけています。
- 日没後の薄暗い中で狩猟をしている姿を見た人もいます。

作業をしている人は、近くで銃声を聞き身の危険を感じています。  
入林が可能な区域であるかどうか必ず確認してください。

## 違反の防止

- 次のような違法行為が確認されています。
  - ・ 林道のゲートが壊された
  - ・ 林道の看板や標識が猟銃で撃たれていた
  - ・ 捕獲したシカの残滓が放置（不法投棄）されていた
- これらのような違法行為に対しては警察と連携して厳しく対応します。

## あなたは絶対に間違いを起こしませんか？

～ 事故は思い込みや過信から生まれます ～

特に、単独で出猟しようとしている方はよく考えてみてください。

北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課野生鳥獣係  
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

011-204-5205

### 【出先機関（担当：環境生活課自然環境係）】

空知総合振興局	0126-20-0043	上川総合振興局	0166-46-5922
石狩振興局	011-204-5824	留萌振興局	<b>0164-42-8436</b>
後志総合振興局	0136-23-1354	宗谷総合振興局	0162-33-2922
胆振総合振興局	0143-24-9577	オホーツク総合振興局	0152-41-0630
日高振興局	0146-22-9254	十勝総合振興局	0155-26-9028
渡島総合振興局	0138-47-9439	釧路総合振興局	0154-43-9154
檜山振興局	0139-52-6494	根室振興局	0153-23-6823

**狩猟事故の防止・安全対策の徹底！**



# スノーモビルの適正利用 を推進しています

北海道には、貴重な動植物が生息・生育していることから、こうした貴重な野生の動植物を保全するため、次の場所でスノーモビル乗入れはやめましょう。

- ◆国立・国定公園の特別保護地区
- ◆国立・国定公園及び道立自然公園の車馬等の乗入れ規制地区及び乗入れ自粛が行われている地域
- ◆遠音別岳原生自然環境保全地域・十勝川源流部原生自然環境保全地域
- ◆自然環境保全地域等で乗入れ自粛が行われている地域
- ◆国有林や道有林など、乗入れが認められていない地域
- ◆その他、地元でスノーモビルの乗入れ自粛が行われている地域

自然公園法、自然環境保全法、北海道立自然公園条例、北海道自然環境等保全条例に基づく乗入れ規制区域に無許可で乗り入れた場合は、罰則が適用される場合があります。(国立・国定公園または道立自然公園及び原生自然環境保全地域の場合、1年以下の懲役または100万円以下の罰金。自然環境保全地域の場合、6月以下の懲役または50万円以下の罰金。)

詳しくは、各機関のホームページでご覧いただけます。

## 北海道の優れた自然環境を守るため、 ご協力をお願いします。

### ◆お問い合わせ先◆

国立公園 原生自然環境保全地域 自然環境保全地域(国指定)	国定公園、道立自然公園 道自然環境保全地域 環境緑地保護地区等	国有林	道有林
最寄りの自然保護官事務所 国立公園の管理官事務所	最寄りの(総合)振興局 保健環境部環境生活課	最寄りの 森林管理署・支所	最寄りの (総合)振興局森林室

環境省北海道地方環境事務所  
林野庁北海道森林管理局  
北海道  
日本スノーモビル安全普及協会



暑寒別天売焼尻国定公園には  
自動車やスノーモビル等の  
乗り入れが規制されている区域があります



内の区域で許可無く自動車・スノーモビル等を乗入れることは、法律により禁じられています



この地図は、国土地理院長の承諾を得て、同院発行の5万分の1地形図と20万分の1の地勢図を複製したものである。

(承認番号) 平16道 複 第328号



増毛町境界付近 御料峠QRコード